

リニア中央新幹線中間駅の大和郡山市内への建設を求める決議

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づいて、昭和４８年に国において基本計画が決定されて以来、約４０年の歳月を経て、本年５月２６日に「奈良市付近」を主要な経過地として整備計画が決定されたことは、高速交通機関の国土軸から外れていた奈良県にとって、大変大きな前進である。これは、先の東日本大震災によって、日本の大動脈輸送の二重系化を担うリニア中央新幹線の早期実現が、さらに要請されているからである。

一方、中間駅の建設費については、東海旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ」という。）が国の財源に頼らずに建設していかねばならず、また、路線建設に伴う固定資産税等の税収や様々な開発利益が地元に見込まれるため、全額地元負担とする方針が出されていたが、中間駅設置予定の地元自治体はこれに反対する意見を表明していた。

複数の県との交渉において、中間駅建設費の地元負担で話がまとまらない状況を踏まえ、ＪＲが早期実現に向け、中間駅の建設費負担に関わる問題を解消するため、方針転換し、中間駅建設費をＪＲ負担で行うことを、先月２１日に正式に表明したことは、最大の懸案である費用負担の問題が解決することになるため、大変歓迎すべきことである。

そこで問題になるのは中間駅の設置場所である。中間駅設置場所は「奈良市付近」とされているが、われわれ大和郡山市議会は、以下の理由により、中間駅設置場所は「大和郡山市内」が望ましいと考える。

記

- １．大和路線（関西本線）と近鉄橿原線が交差する場所に、乗換駅を新設すれば、中間駅の建設によって、相乗効果が期待できること。
- ２．西名阪自動車道や京奈和自動車道、国道２４号、２５号、大和中央道の接続点であり、県内各地へ、また県内各地からの、アクセスが容易であること。
- ３．大和郡山市内には県下第一位の工業製品出荷額を誇る「昭和工業団地」があり、産業振興につながること。

よって、リニア中央新幹線中間駅の「大和郡山市内」への設置を、奈良県知事に対し、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成２３年１２月２１日

大和郡山市議会